

「人工知能戦略推進会議の開催について」の一部改正について（案）

令和 年 月 日
人工知能戦略本部決定

人工知能戦略推進会議の開催について（令和 7 年 9 月 12 日人工知能戦略本部決定）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
人工知能戦略推進会議の開催について 令和 7 年 9 月 12 日 人工知能戦略本部決定 <u>令和 年 月 日</u> <u>一 部 改 正</u> 1. 人工知能戦略本部令（令和 7 年政令第 281 号）第 2 条の規定に基づき、人工知能関連技術の研究開発及び活用に係る取組を関係府省が連携して推進するため、人工知能戦略推進会議（以下「会議」という。）を開催する。 2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または	人工知能戦略推進会議の開催について 令和 7 年 9 月 12 日 人工知能戦略本部決定 1. 人工知能戦略本部令（令和 7 年政令第 281 号）第 2 条の規定に基づき、人工知能関連技術の研究開発及び活用に係る取組を関係府省が連携して推進するため、人工知能戦略推進会議（以下「会議」という。）を開催する。 2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または

関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。 議 長 人工知能戦略担当大臣 議長代理 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長 副 議 長 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官 構 成 員 内閣官房国家安全保障局内閣審議官 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） <u>内閣官房地域未来戦略本部事務局次長</u> 内閣官房国家サイバー統括室統括官 内閣法制局総務主幹 人事院事務総局総括審議官 <u>内閣府規制改革推進室次長</u> 内閣府政策統括官（経済安全保障担当） 内閣府男女共同参画局長 内閣府知的財産戦略推進事務局長 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官 宮内庁長官官房審議官	関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。 議 長 人工知能戦略担当大臣 議長代理 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長 副 議 長 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官 構 成 員 内閣官房国家安全保障局内閣審議官 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局次長 内閣官房国家サイバー統括室統括官 内閣法制局総務主幹 人事院事務総局総括審議官 内閣府政策統括官（経済安全保障担当） 内閣府男女共同参画局長 内閣府知的財産戦略推進事務局長 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官 宮内庁長官官房審議官
--	---

公正取引委員会事務総局官房デジタル・国際総括審議官 警察庁警備局長 警察庁サイバー警察局長 警察庁長官官房技術総括審議官 個人情報保護委員会事務局長 カジノ管理委員会事務局次長 金融庁総合政策局長 消費者庁次長 こども家庭庁長官官房審議官（総合政策等担当） デジタル庁戦略・組織グループ統括官 デジタル庁省庁業務サービスグループ統括官 復興庁統括官 総務省大臣官房総括審議官（広報、政策企画（主）担当） 総務省国際戦略局長 法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 外務省総合外交政策局長 外務省経済局長 財務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官	公正取引委員会事務総局官房デジタル・国際総括審議官 警察庁警備局長 警察庁サイバー警察局長 警察庁長官官房技術総括審議官 個人情報保護委員会事務局長 カジノ管理委員会事務局次長 金融庁総合政策局長 消費者庁次長 こども家庭庁長官官房審議官（総合政策等担当） デジタル庁戦略・組織グループ統括官 デジタル庁省庁業務サービスグループ統括官 復興庁統括官 総務省大臣官房総括審議官（広報、政策企画（主）担当） 総務省国際戦略局長 法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 外務省総合外交政策局長 外務省経済局長 財務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
---	---

文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官 厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官 農林水産省大臣官房技術総括審議官 農林水産省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 <u>経済産業省貿易経済安全保障局長</u> 経済産業省商務情報政策局長 国土交通省大臣官房技術総括審議官 国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 環境省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 防衛省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 防衛装備庁技術戦略部長 3. 会議の庶務は、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において処理する。 4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項 その他必要な事項は、議長が定める。	文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官 厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官 農林水産省大臣官房技術総括審議官 農林水産省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 経済産業省商務情報政策局長 国土交通省大臣官房技術総括審議官 国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 環境省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 防衛省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 防衛装備庁技術戦略部長 3. 会議の庶務は、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において処理する。 4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項 その他必要な事項は、議長が定める。
---	---